

武蔵野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示

武蔵野市教育委員会公印規程（昭和27年11月武蔵野市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前																						
別表第1（第2条関係）																						
番号	名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	公印管理者	個数																
1 から 8 まで （略）																						
9	武蔵野ふる	古印体	方20	武蔵野ふるさ	武蔵野ふる	1																
	さと歴史館			と歴史館担当	さと歴史館																	
	担当課長印			課長名をもつ	担当課長																	
				てする文書用																		
10 から 15 まで （略）																						
別表第2（第2条関係）																						
(1) から (8) まで （略）																						
<u>(9)</u>																						
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center; width: 80px; height: 60px;"> <tr><td>課</td><td>歴</td><td>ふ</td><td>武</td></tr> <tr><td>長</td><td>史</td><td>る</td><td>蔵</td></tr> <tr><td>之</td><td>館</td><td>さ</td><td></td></tr> <tr><td>印</td><td>担</td><td>と</td><td>野</td></tr> </table>							課	歴	ふ	武	長	史	る	蔵	之	館	さ		印	担	と	野
課	歴	ふ	武																			
長	史	る	蔵																			
之	館	さ																				
印	担	と	野																			
(10) から (15) まで （略）																						

付 則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。

改正後							説明											
別表第 1 (第 2 条関係)							字句の改正											
番号	名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	公印管理者	個数												
1 から 8 まで (略)																		
9	歴史文化財 担当課長印	古印体	方 20	歴史文化財担 当課長名をも ってする文書 用	歴史文化財 担当課長	1												
10 から 15 まで (略)																		
別表第 2 (第 2 条関係)							項の改正											
(1) から (8) まで (略)																		
(9)																		
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>長</td> <td>財</td> <td>歴</td> </tr> <tr> <td>之</td> <td>担</td> <td>史</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>当</td> <td>文</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>化</td> <td></td> </tr> </table>							長	財	歴	之	担	史	印	当	文	課	化	
長	財	歴																
之	担	史																
印	当	文																
課	化																	
(10) から (15) まで (略)																		